

○静岡県核燃料税条例

令和元年12月26日

条例第21号

静岡県核燃料税条例をここに公布する。

静岡県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるものを除くほか、静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号)の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

第4条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の11第3項の確認(以下「原子炉等規制法の確認」という。)を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項に規定する使用前検査(以下「電気事業法に規定する使用前検査」という。)に合格した日のいずれか遅い日(以下「確認日等」という。)
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第2項に規定する定期事業者

検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者
検査が終了した日

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該
装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

第5条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設
置者に課する。

(課税期間)

第6条 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間(以下「課税期間」という。)は、次に掲
げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期
間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- (1) 発電用原子炉の廃止に係る電気事業法第27条の27第3項の規定による届出(以下「廃
止届出」という。)をした場合であって、前項各号に掲げる期間の中途において当該廃
止届出に係る廃止をしたとき(第3号の場合を除く。) 当該廃止届出に係る廃止をした
日の前日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該廃止をした日の前日まで
- (2) 前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法の確認を受け、及び電気事業
法に規定する使用前検査に合格した場合(次号の場合を除く。) 確認日等から確認日
等の属する前項各号に掲げる期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法の確認を受け、及び電気事業
法に規定する使用前検査に合格し、かつ、廃止届出に係る廃止をした場合 確認日等
から廃止届出に係る廃止をした日の前日まで

(課税標準)

第7条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該
核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであ
ったものを除く。)の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原
子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の
規定により算定した取得原価とする。

- 3 第1項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可(原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可を受けた場合は、当該許可)に係る発電用原子炉の原子炉等規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。
- 4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

第8条 価額割の税率は、100分の8.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、29,500円とする。

(徴収の方法)

第9条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第10条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日(第7条第2項の取得原価が確定しないことによって同日までに申告納付することができないと認められるときは、知事が指定する日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課される価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

(期限後申告等)

第11条 前条の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

- 2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(更正、決定等の通知)

第12条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付手続)

第13条 核燃料税の納税者は、前条の通知書により通知を受けた場合においては、当該通知に係る不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(課税地等)

第14条 核燃料税の賦課徴収に関する静岡県税賦課徴収条例の適用については、同条例第4条第1項中「(11) 固定資産税 固定資産の所在地」とあるのは「

(11) 固定資産税 固定資産の所在地

(11)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地

」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは静岡県核燃料税条例(令和元年静岡県条例第21号)」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(令和2年規則第9号で令和2年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例は、前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)

第3条の規定の施行の際現に工事に着手されている発電用原子炉に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の11第3項の確認(以下「原子炉等規制法の確認」という。)を受けた	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の11第1項に規定する使用前検査(以下「旧原子炉等規制法に規定する使用前検査」という。)に合格した
	確認日等	合格日
第4条第2項第2号	原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)
第6条第2項第2号及び第3号	原子炉等規制法の確認を受け、	旧原子炉等規制法に規定する使用前検査
	確認日等	合格日
附則第3項	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)	改正法

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

4 施行日の属する課税期間の始期は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。

(この条例の失効)

5 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

6 この条例は、施行日からこの条例の失効の日(以下「失効日」という。)の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業

に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、この条例の失効日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

- 7 失効日前の最後の課税期間の末日は、第6条第1項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日とする。

(調整規定)

- 8 施行日が改正法第3条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号	第43条の3の11第3項の確認(以下「原子炉等規制法の確認」という。)を受けた	第43条の3の11第1項に規定する使用前検査(以下「原子炉等規制法に規定する使用前検査」という。)に合格した
	確認日等	合格日
第4条第2項第2号	第43条の3の16第2項	第43条の3の15
	定期事業者検査	施設定期検査
第6条第2項第2号及び第3号	原子炉等規制法の確認を受け、	原子炉等規制法に規定する使用前検査
	確認日等	合格日